

消費税の仕組みについて

1 消費税とは

消費税は、消費に広く公平に負担を求める間接税

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の輸入
(導入・引上げの経緯)

平成元年4月1日 消費税導入(税率3%)

平成9年4月1日 消費税率の引上げ(税率3%→5%)

2 税収規模

消費税の税収は約10兆円であり、税収全体の約2～3割を占める。

3 多段階課税の仕組み

製造、卸、小売りといった取引の各段階ごとに、各事業者の売上に課税する一方、課税の重複を回避するため、前段階で負担した税額(仕入控除税額)を控除する多段階課税の仕組みが採用されている。

このため、各段階において各事業者が納税者となるが、実質的な負担者は最終の消費者となる。

4 非課税となる取引

消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引については、非課税取引とされている。

① 課税対象になじまないもの

- ・土地の譲渡及び貸付け
- ・有価証券・有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡 等

② 社会政策的な配慮から課税することが適当でないもの

- ・公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ・介護保険法の規定に基づく居宅・施設・地域密着型サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等 等

※ 福祉用具貸与・購入(障害者用物品を除く)、住宅改修は課税対象

介護保険サービスに関する消費税の取扱い

消費税法(昭和六十三年十二月三十日法律第百八号)

第一章 総則

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第一 (第六条関係)

七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く。)

イ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。)、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス(政令で定めるものを除く。)その他これらに類するものとして政令で定めるもの

消費税法施行令(昭和六十三年十二月三十日政令第三百六十号)

第一章 総則

(居宅サービスの範囲等)

第十四条の二 法別表第一第七号イに規定する政令で定める居宅サービスは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二項 から第十一項 まで(定義)に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護(第三項第一号及び第十三号において「訪問介護等」といい、特別の居室の提供その他の財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。)とする。

2 法別表第一第七号イに規定する政令で定める施設サービスは、特別の居室の提供その他の財務大臣が指定する資産の譲渡等とする。

3 法別表第一第七号イに規定する居宅サービス又は施設サービスに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡等(特別の居室の提供その他の財務大臣が指定するものを除く。)とする。

一 介護保険法 の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス

- 二 介護保険法 の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十五項 から第二十二項 までに規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(次号及び第十三号において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。)
- 三 介護保険法 の規定に基づく特例地域密着型介護サービス費の支給に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護等又はこれに相当するサービス
- 四 介護保険法 の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス及び健康保険法 等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項 (健康保険法 等の一部改正に伴う経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条 の規定による改正前の介護保険法 の規定に基づく施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る介護療養施設サービス
- 五 介護保険法 の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第二項 から第十一項 まで(定義)に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(次号及び第十三号において「介護予防訪問介護等」という。)
- 六 介護保険法 の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護等又はこれに相当するサービス
- 七 介護保険法 の規定に基づく地域密着型介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第十五項 から第十七項 までに規定する介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(次号及び第十三号において「介護予防認知症対応型通所介護等」という。)
- 八 介護保険法 の規定に基づく特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る介護予防認知症対応型通所介護等又はこれに相当するサービス
- 九 介護保険法 の規定に基づく居宅介護サービス計画費の支給に係る居宅介護支援及び同法 の規定に基づく介護予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援
- 十 介護保険法 の規定に基づく特例居宅介護サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス及び同法 の規定に基づく特例介護予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援又はこれに相当するサービス
- 十一 介護保険法 の規定に基づく市町村特別給付として行われる資産の譲渡等(訪問介護等に類するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。)

十二 介護保険法 の規定に基づく地域支援事業として要支援者又はこれに類する者に対して行われる介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等(介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものその他の厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。)

十三 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 の一部を改正する法律附則第四条第二項 (施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)において準用する場合を含む。)の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護(訪問介護等及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(第二号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。))並びにこれらに相当するサービス(厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。))に限る。)、施設介護及び介護予防(介護予防訪問介護等及び介護予防認知症対応型通所介護等並びにこれらに相当するサービス(厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。))に限る。))並びに健康保険法 等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項 の規定によりなおその効力を有するものとされる同法 附則第九十一条 (生活保護法 の一部改正)の規定による改正前の生活保護法 の規定に基づく介護扶助のための介護(同条 の規定による改正前の生活保護法第十五条の二第一項第四号 (介護扶助)に掲げる施設介護のうち同条第四項 に規定する介護療養施設サービスに限る。))